

【(写し)候補者→市選管】



選挙運動用ポスター作成請負契約書（作成例）

発注者（候補者名）**戸籍名を記載**を甲とし、請負者 を乙として、甲乙両当事者間において、令和7年1月19日執行の雲南市長選挙における選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 甲は乙に対して、次に掲げるポスターを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。
 - (1) 規格 cm × cm ← **法定規格内（長さ 42cm×幅 30cm 以内）**
 - (2) 数量 枚 ← **211枚が公営の限度枚数**
 - (3) 納期 令和 年 月 日 ← **告示日前でも可能。ただし、契約日以降**
- 2 請負代金は、1枚につき金 **○○○** 円（消費税及び地方消費税含む。）とし、総額金 **検算** 円とする。 ← **（公営の限度額は@1,091円）**
- 3 乙は、納期限内にポスターを作成し、甲に引き渡さなければならない。
- 4 甲は、前項の規定により、ポスターの引き渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により雲南市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を雲南市長に対して請求するものとする。
- 5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日 ← **（契約は告示日前でも可能）**

甲 住所 **候補者届と一致**

氏名（候補者） **戸籍名を記載**

印

乙 住所 **所在地**

氏名（名称及び代表者氏名） **法人の名称**

印

代表者氏名
（個人の場合は個人名）

法人印（個人の場合は除く。）

代表者印（個人の場合は個人印）

備考

- 1 ポスター作成業者（請負者）が市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 2 ポスター作成業者（請負者）が法人の場合は、法人印と代表者印の両方を使用すること。

(1通で3契約分記載可)

【候補者→市選管】

様式第2号(第1条関係)

ポスター作成契約届出書

下記のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

告示日(1月12日)以降の日付

立候補の届出以降3日以内

令和7年1月 日

雲南市選挙管理委員会委員長 石飛 安弘 様

令和7年1月19日執行 雲南市長選挙

候補者

戸籍名を記載

記

契約書と一致

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 年 月 日		枚	円	
令和 年 月 日		枚	円	
令和 年 月 日		枚	円	

備考

1 契約届出書には、契約書の写し及び積算書(写真撮影費、企画費、材料費、印刷・加工費等の区分により記載)の写しを添付してください。

積算書(写し)を忘れずに添付

2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

※ポスター作成業者ごとに作成してください

【候補者→市選管】

様式第4号(第2条関係)

ポスター作成枚数確認申請書

下記のポスター作成枚数につき、雲南市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和7年1月 日 ← ポスター作成契約届出書の提出日以降

雲南市選挙管理委員会委員長 石飛 安弘 様

令和7年1月19日執行 雲南市長選挙

候補者 戸籍名を記載

記

- 1 契約年月日 令和 年 月 日 契約書(届出書)と一致
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚 限度枚数(211枚)以内

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	初回申請時 0枚	0枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から雲南市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

※市選管が作成

【市選管→候補者→業者→市選管】

様式第6号(第2条関係)

確認番号第 ○○ 号

ポスター作成枚数確認書

雲南市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定に基づき、下記のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和6年11月○○日

雲南市選挙管理委員会委員長 石飛 安弘 印

記

- 1 令和7年1月19日執行 雲南市長選挙
- 2 候補者の氏名 ○ ○ ○ ○
- 3 確認枚数 ○○, ○○○ 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書と共に当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は雲南市に支払を請求することはできません。

【候補者→業者→市選管】

様式第10号(第4条関係)

ポスター作成証明書

下記のとおりポスターを作成するものであることを証明します。

令和7年1月 日

令和7年1月19日執行 雲南市長選挙

選挙期日又はその前日

候補者 **戸籍名を記載**

契約書と一致 記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
ポスター掲示場数	211 箇所

備考

- 1 この証明書は、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が雲南市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、雲南市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

ア 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{116,000 \text{円} + 541 \text{円} 31 \text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad (1 \text{円未満の端数は切上げ})$$

イ 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{361,240 \text{円} + 28 \text{円} 35 \text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \quad (1 \text{円未満の端数は切上げ})$$

単価×確認された作成枚数=限度額

【業者→市選管】

様式第12号(第5条関係)

請求書 (ポスターの作成)

雲南市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和7年1月 日 ← 選挙期日後5日以内の日付

雲南市長 石飛 厚志 様

代表者印(個人の場合は個人印)

法人印(個人の場合は除く)

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名住所

所在地

法人の名称 代表者氏名

(個人の場合は個人名)

(印)

※契約書で
使用した印

記

1 請求金額 円 ← (別紙) 請求内訳書のI欄と一致

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 令和7年1月19日執行 雲南市長選挙

4 候補者の氏名 戸籍名を記載

5 銀行名、口座名及び口座番号

別途提出「口座振替払申出書兼債権者登録(変更・追加)申出書」のとおり

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書と共に選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、雲南市に支払を請求することはできません。
- この請求書には、納品書の写しを添付してください。

【業者→市選管】

(別紙) **ポスター作成証明書の作成**

枚数及び作成金額と一致

請求内訳書

ポスター 掲示 場数	作成金額			基準限度額		
	単価 A	枚数 B	金額 A×B =C	単価 D	枚数 E	金額 D×E =F
211 箇所	円	枚	円	1,091 円	211 枚	230,201 円
	請求金額			備考		
	単価 G	枚数 H	金額 G×H =I			
	円	枚	円			

A, D のいずれか少ない額

B, E のいずれか少ない枚数

請求書の請求金額と一致

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- D欄には、次により算出した額を記載してください。
 - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{116,000 \text{ 円} + 541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$
 (1円未満の端数は切上げ)
 - 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{361,240 \text{ 円} + 28 \text{ 円} 35 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$
 (1円未満の端数は切上げ)
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。